

補助対象となる経費一覧表

(かごしま多文化共生社会推進事業補助金)

※補助事業のみで実績を出すことが困難なものは、補助対象外となります

＜補助対象経費＞※領収書及び明細書により経費を確認できること

	項目	細目	内訳例
補助 の 対 象 と な る 経 費	報償費	謝金	講師等謝礼
	旅費	交通費	講師等の旅費 ※航空・列車運賃の特別料金(ファーストクラス料金, グリーン料金)は対象外
		宿泊費	講師等の宿泊費 ※12,000円(県の旅費規程)程度以内
	需用費	印刷費	チラシ等
		消耗品費	コピー用紙, 文具等
		材料費	資材等の費用, 食材費用等
		その他	ペットボトル飲料(水, 茶等) ※弁当代, 茶菓代は対象外
	役務費	設営費	会場設営費, 会場撤去費
		通信運搬費	切手代, チラシ・ポスター等の送付料
	使用料 賃借料	会場使用料	当日の施設使用料等
		貸切バス料金	貸切バスの使用料
		入場料	施設等の入場料 ※単に在留外国人個人へ入場チケットを配布する場合は対象外
	その他		

＜補助対象外経費＞

- 事務所運営費の類：事務所の光熱水費，電話代，交際費，ホームページ作成及び運営費，事務所維持人件費 など
- 備品類等の購入経費の類：事務機器（パソコン等），什器の購入経費 など
- 接待に要する経費の類：茶菓代，接待費，レセプション・打ち上げ等のパーティ経費 など
- その他の経費：個人への支給品代，主催者が管理する会場や道具類の使用料等またはそれに類する経費 など

※ 当該事業は，国の地方創生推進交付金を活用した事業となっています。補助対象経費等については，当該事業の交付要綱や上記のほか，地方創生交付金の規程等に合致したものである必要があります。

対象経費について不明な点等がありましたら，担当課（くらし共生協働課）にお問い合わせください。